

こころ

「眠れない」「気分が落ち込む」「イライラする」…。そんな時には、不安や悩みを話して、心を軽くしませんか？相談内容やプライバシーは固く守られますので、気軽に申し込みしてください。保健師が相談に応じます。

- ◆相談実施日時 2月12日・19日、3月12日・19日
(いずれも金曜日の概ね13～16時、1件40分まで)

つらいことばかり考えてしまう



利用の流れ



パソコン（カメラ・マイク付き）やタブレット、スマートフォンを使い、オンライン会議アプリ「Zoom」（事前にアプリを自分のモバイルにインストール）を活用しての相談となりますので、インターネット利用環境が必要です。データ通信料は負担してください。予約確定のお知らせ、相談時「Zoom」のミーティングIDとパスワードをこちらからメールします。

下記QRコードのメール作成画面、または「こころのオンライン健康相談」の件名と内容を記入の上、
kenko@town.shiraoi.hokkaido.jp
宛でのメールで申し込みしてください。
(締め切りは相談希望日の前日の正午)



※詳細は健康福祉課のホームページをご覧ください。

問い合わせ先：健康福祉課
健康推進グループ ☎82-5541

これまでの相談に加え、子育て世代包括支援センター職員（保健師・保育士・栄養士など）が、オンラインで妊娠・出産・子育てに関する相談を行います。気軽に利用してください。

- ◆対象 町内在住の子育て世帯
◆相談実施日時 2月3日からの毎週水曜日
9時～16時、1件30分程度

下記QRコードのメール作成画面、または kosodate@town.shiraoi.hokkaido.jp 宛でのメールで申し込みしてください。（24時間受け付けています）



※詳細は子育て支援課のホームページをご覧ください。

問い合わせ先：子育て支援課
子育て支援グループ ☎85-2021

町民交通傷害保険 3月31日で終了させていただきます

町は、交通事故により傷害を受けた町民の救済の一助とすることを目的に、平成14年から「町民交通傷害保険事業」を実施してきました。しかし、年々加入率が減少していることを受け、現行の保険事業を引き受けできる損害保険会社がないことから、令和3年3月31日で町民交通傷害保険を終了することにしました。このため、毎年3月から行っている次年度（令和3年度）の保険加入受け付けは行いませんので、ご理解をお願いします。

～令和2年度分に加入されている方へ～令和3年3月31日までに交通事故で傷害を受けた場合、下記に問い合わせしてください。事故発生日から30日以内に連絡がない場合、保険金の全部または一部を支払いきれないことがありますので注意してください。また、同日までに発生した交通事故に対する保険金の請求期間は、事故発生日から3年以内となっています。

問い合わせ先：生活環境課 交通・町民活動グループ ☎82-2265